

上田せせらぎ保育園 重要事項の概要

令和5年4月 7月改定

1 保育園の概要

名称	上田せせらぎ保育園						
種別	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（認可保育所）						
施設所在地	〒191-0014 日野市上田488-2						
管理者氏名	施設長 佐藤 直樹						
開設年月日	平成30年4月1日						
連絡先	電話番号：042-843-1722 携帯番号： FAX番号：042-584-0777						
実施事業	◆児童福祉法第24条第1項の規定による保育 ◆特別保育事業及びその他関連事業 ■延長保育事業 ■障がい児保育 ■乳児(0歳児)保育 ■緊急一時保育 ■地域支援事業						
利用定員	3号認定			2号認定			合計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
	9人	20人	22人	23人	23人	23人	120人
建物の規模	5歳児保育室68.89㎡・4歳児保育室66.84㎡・3歳児保育室55.76㎡ 2歳児保育室56.83㎡・1歳児保育室77.78㎡・0歳児保育室70.19㎡ 調理室29.49㎡・その他426.6㎡・園庭392㎡ 総延べ面積1244.38㎡						

2 設置者の概要

名称	社会福祉法人貴静会
所在地	〒194-0213 町田市常盤町2970-1
代表者氏名	理事長 小山 貴好
連絡先	電話番号：042-798-7321
設立年月日	平成30年4月1日

3 職員体制について

職名	常勤	非常勤	備考
施設長	1名	—	
保育士	17名	19名	
栄養士	1名	—	
調理員	2名	2名	
看護師	1名	—	
嘱託医	—	1名	青和クリニック
嘱託歯科医	—	1名	齋藤歯科クリニック
その他	1名	1名	事務担当者・用務担当者

◆開園時間中は、最低2名以上の保育士を配置し、保育にあたります。

◆上記表は、作成日現在のものであり、変更が生じる場合があります。

4 保育園の目的及び運営方針等

目的	本園は、保護者が就労などのため、家庭で保育できないお子さんを保護者に代わって保育し地域の子育て支援を行う認可保育園です。職員間では、ほうれんそう（報告・連絡・相談）を丁寧におこないながら居心地の良い環境の中で、各年齢にふさわしい保育を進めていきます。
保育目標	子ども一人ひとりを大切にし 保護者からも信頼され、地域からも信頼される保育園を目指す。
運営及び 保育方針等	<基本理念>子ども一人ひとりを大切にし 保護者からも信頼され、地域からも信頼される保育園を目指す。 <保育方針>じょうぶな身体と、豊かな心を育てる保育。 <園目標> いい頭 ・子どもの依存欲求や情緒の安定を図る。（0歳児～2歳児） 元気よくあそび、明るい挨拶自ら進んで取り組む姿勢を養う。（3歳児～5歳児） やさしい心・植物の生育や開花、実りを実感し友達を思いやる気持ちを持つ。（0歳児～5歳児） 丈夫な身体・一人一人の生活リズムを大切にする。（食事・排泄・午睡）（0歳児～2歳児）、積極的に戸外に出てあそぶ。（3歳児～5歳児） がまん強い子・興味のあることや経験したことを楽しむ。（0歳児～2歳児） それぞれのペースでも最後までやりとげる力を養う。（3歳児～5歳児）

5 保育園の開園日、開園時間、保育時間（保育の必要量の区分）及び休園日

（1）開園日

- ◆月曜日から土曜日まで

（2）開園時間

- ◆午前7時00分から午後20時00分まで（午後18時01分から午後20時00分は延長保育時間）

保育標準時間認定	午前7時00分から午後20時00分まで（最長11時間/日）
保育短時間認定	午前8時30分から午後16時30分まで（最長8時間/日）
上記の時間外での保育	上記の時間外で保護者の就労等により保育の必要がある場合は、延長保育をご利用ください。 延長保育時間 午後18時01分から午後20時00分

- ◆保育の必要量は、「**最長で保育園等を利用することができる時間**」です。保育の必要量とお子さんの保育時間とは異なります。お子さんの保育時間は、認定された保育の必要量の範囲内で、保護者の就労時間・通勤時間やお子さんの状況を踏まえて決まります。

（3）休園日

- ◆日曜日
- ◆国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ◆年末年始12月29日～1月3日

※非常災害又は感染症等の発生などの重大かつ緊急を要する状況が生じた場合に保育園を休園することがあります。（登園前に災害に関する警戒宣言が発令された場合など。）

6 保護者の負担について（利用料金等）

◆ 延長保育料

時間帯	単価	限度額
18:01～18:30	150円	1800円
18:01～19:00	300円	3600円
18:01～19:30	450円	5400円
18:01～19:30	450円	5400円

※短時間保育認定児の料金設定は異なります。しおり参照

◆ 副食費

4500円/月

◆ その他

補食	50円/1食
夕食	200円/1食
保育に必要な物品	無料貸与します。破損など、2回目以降は実費を収めていただきます。

7 緊急時等における対応方法

対応方法	◆児童に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに入園児の保護者又は医療機関（嘱託医を含む）への連絡を行う等の必要な措置を講じます。 ◆保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、しかるべき対応を行いますのでご了承ください。	
救急・消防	管轄	日野消防署高幡出張所
	所在地	日野市高幡714
	連絡先	042-592-0019
警察	管轄	日野警察署
	所在地	日野市589-1
	連絡先	042-586-0110
嘱託医	管轄	青和クリニック（医師：高橋）
	所在地	日野市新井865-3
	連絡先	042-594-1900
嘱託歯科医	管轄	齋藤歯科医院（歯科医師：齋藤）
	所在地	日野市389-1
	連絡先	042-586-2101

8 非常災害対策

防犯設備	学校110番（非常通報装置）、玄関扉電気錠、警備保障
防災設備	自動火災探知器、煙感知器、誘導灯、排煙装置及び消火器
消防計画 届出年月日	日野消防署 令和5年6月7日 変更届出済
防火管理者	園長 佐藤 直樹
定期訓練	◆避難訓練、消火訓練：毎月1回以上実施 ◆総合防災訓練（引取訓練を含む）：毎年1回実施
災害発生時 の対応等	保護者等の引き取りのあるまでの間（開所時間外を含む）、引き続き児童を保護します。
災害時安否 情報メール	災害時において、安否情報を各保育園からお知らせするために、携帯電話のメール配信を行っています。このメールアドレスの登録は任意です。 この安否情報は、災害時に各保育園の避難状況が落ち着き園児の安全が確保されたら、一斉メールで送信します。個別の連絡や安否確認、お問い合わせ等の対応は行いません。 災害発生時のメール送受信は、回線の混雑状況の影響を受けることをあらかじめご了承ください。→各保育園の『災害時安否情報メールのご案内』を参照
広域避難場所	駒形公園・豊田小学校
水害時の 避難場所	上田せせらぎ保育園2階

◆南海トラフ地震に関する情報がでた場合の対応について

「災害は、忘れた頃にやってくる。」とされています。特に、地震はいつどこで発生するかわかりません。保育園においては、皆様からお預かりしているお子さんを災害から守るため、全組織をあげて対応するよう備えております。

9 虐待防止等の措置について

体制整備等	入所児童の虐待防止及び人権擁護等を図るために、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じます。
緊急時の対応	児童に不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

保育園には、虐待が疑われる場合、**通告する義務**があります。

【関係法令】児童虐待の防止等に関する法律 第6条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは、児童相談所に通告しなければならない。

10 苦情解決について

この苦情解決制度は、従来、密室化されやすかった苦情対応をオープンな苦情解決システムに替え、保育園利用者の権利を守りながら福祉サービスの質を高めることを目的としています。苦情の申し出を契機に問題の早期発見・早期解決を図ろうとするものです。

<苦情解決の流れ>

- ◆保育園の窓口で受付担当者に申し出る場合と、第三者委員に直接申し出る場合（いずれも口頭又は文書）の二通りがあります。
- ◆第三者委員を設け、施設に直接言いづらいことを中立的な第三者に言えるようにしています。

① 保育園

受付担当者	宮下 裕美子（役職：上田せせらぎ保育園 主任）
解決責任者	佐藤 直樹（役職：施設長）
連絡先	042-843-1722

② 第三者委員

氏名	伊藤 ゆりか （北部地区民生委員・児童委員）
連絡先	042-584-3044

11 賠償責任保険等の加入

損害賠償 責任保険	施設管理や施設業務などに起因する対人・対物事故による法律上の賠償責任を補償する保険に加入しています。 【対人】10億円 【対物】1,000万円 【受託物】100万円
--------------	---

【日本スポーツ振興センターの災害共済給付について】

保育園では、日頃から安全な保育を心がけておりますが、万が一の事故に備え園児全員が独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しております。

保育園で保育を受けているとき及び通常の経路での登降園中のケガなど保育園の管理下で起こった災害により、医療機関等を受診した場合に同制度で定められた災害共済給付金が支給されます。

12 その他

（１）住所、勤務先等家庭の状況に変更が場合

家庭の状況（住所、勤務先、勤務時間、連絡先、出産・育児休業、家族の異動、支給認定証の記載事項の変更等）に変更があった場合には、変更届の提出が必要となります。かならず担任、事務所に連絡してください。

（２）個人情報及び肖像権使用についての承諾について

◆個人情報の取り扱いについて

- ・保育園に提出された個人情報（住所、勤務先、ご家族のこと等）は保育園と保護者との連絡などに使用され、その他の使用は一切いたしません。

◆個人の肖像権について

- ・ロッカーや下駄箱などお子さんが使用する保育環境に名前を表示する。
- ・連絡帳やシール帳、制作物などの教材や掲示物に名前、写真を使用する。
- ・お便りなどの配布物に名前や写真を使用する。
- ・配布されているお便りを園のホームページに使用する。
- ・写真販売の為に写真撮影（外部撮影を含む）
- ・個人の情報や写真等をルクミーアプリを使用して、連絡を行うこと。

- ◆上記の案件（個人情報・肖像権）につきまして保護者に承諾をいただいております。